

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和7年4月23日



国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎県
県土整備部 道路保全課

「宮崎県地下占用物連絡会議」を開催します！

宮崎県道路メンテナンス会議は、宮崎県内の各道路管理者が、相互に連絡・調整を行い、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的に設立されたものです。この度、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故と同様の事故を防ぐための一つの対策として、「地下占用物連絡会議」を次のとおり開催しますのでお知らせします。

【日時】 令和7年4月25日(金) 15:00～

令和7年度宮崎県地下占用物連絡会議会議

- 「地下占用物連絡会議」の設置
- 意見交換、その他

【会場】 事務局 対面方式 国土交通省宮崎河川国道事務所 別館3階会議室
(宮崎市大工2丁目39番地)
自治体 対面方式及びWEB方式

報道機関の皆様へ

本会議の取材・撮影は、冒頭の会長挨拶までとさせていただきます。

取材を希望される場合は、4/24(木)17時までに、別紙ー1(傍聴申込書)に記入の上、提出をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
代表電話 0985-24-8221 FAX 0985-32-7301

ますお あきひこ
(会議内容) 総括保全対策官 増尾 明彦(内線308)

はたけやま あきら
(開催庶務) 道路管理第一課長 畠山 哲(内線431)

宮崎県地下占用物連絡会議会場

【会場】 国土交通省 宮崎河川国道事務所
別館3階会議室（宮崎市大工2丁目39番地）



宮崎県道路メンテナンス会議

《設立の目的》

道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋）

(1)設置 平成26年5月28日（第1回会議）

(2)構成 宮崎県内の全道路管理者（国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社）

(3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長

(4)会議開催経緯

[平成26年度]	3回	[令和元年度]	1回
[平成27年度]	3回	[令和2年度]	1回（資料配布）
[平成28年度]	2回	[令和3年度]	1回（WEB会議）
[平成29年度]	2回	[令和4年度]	1回（WEB会議）
[平成30年度]	2回	[令和5年度]	1回（WEB会議）



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法 抜粋
（協議会）

第28条の2 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

地下占用物連絡会議の設置

- 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の情報共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他		
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	新たに 設置 地下 占用物
高速会社	道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】 <事務局> 国道事務所 				道路鉄道 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所 	跨道橋 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所 	地下占用物 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所
直轄							
公社							
都道府県 市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

【別紙－１】

F A X 送 り 状

送信先 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 道路管理第一課
課長 畠山 あて
(FAX 0985-32-7301)

.....

令和7年4月 日

宮崎県地下占用物連絡会議の傍聴申込書

◇報道機関名 _____

◇傍聴者 _____

※ご記入のうえ、4月24日（木）までに返送をお願いいたします。